

財政健全化計画の策定に向けた提言

―経済再生・社会保障改革なくして財政健全化は達成せず―

2015年5月19日

-般社団法人 日本経済団体連合会

目次

1.	はし	ごめに	. 1
2.	経	斉界の問題意識	. 2
	(1)	経済再生を果たさなくてはならない	. 2
	(2)	将来へのツケ回しを放置してはならない	. 3
	(3)	財政に対する信認を失ってはならない	. 4
	(4)	社会保障改革は財政健全化、経済再生のうえで極めて重要	. 5
3.	財政	汝健全化計画のフレームワーク	. 8
	(1)	財政健全化目標のあり方	. 8
	(2)	財政健全化目標達成に向けた基本的考え方	. 9
	(3)	集中改革期間(2016~2018 年度)	10
	(4)	中間評価(2018 年度)	11
	(5)	計画期間の後半(2019~2020 年度)	11
	(6)	政府のコミットメント明確化と進捗状況のフォローアップ	12
4.	経	斉再生	12
5.	社会	会保障改革	15
	(1)	社会保障給付費の伸びの抑制に向けて	16
	1	給付の適正化を通じた過剰な給付の削減	16
	2	真に必要な人へ真に必要なサービスを給付	17
	3	利用者負担の適正化	17
	(2)	健康管理、疾病・介護予防、老後所得確保への自助努力の奨励	19
	(3)	際限なき社会保険料負担増の抑制	20
6.	「身	見える化」を通じた歳出の合理化	21
	(1)	国・地方を通じた効率的で質の高い財政運営	21
	(2)	固定資産台帳と地方公会計の早期整備	22
	(3)	効率的な社会資本の管理・運営・整備	23
	(4)	地域の医療・介護提供体制の改革	24
7.	歳ノ	人改革	25

1. はじめに

安倍政権の推進するアベノミクスは着実に成果を上げ、デフレ脱却・経済再生への道筋が見えつつある。今重要なのは、景気回復、経済成長の実感が国民全体に広く行き渡る環境整備である。経済界としては、企業収益の持続的な拡大を図り、賃金の引き上げ、雇用機会の拡大、投資の拡大を積極的に行い、経済の好循環に貢献する役割を果たしていく。

しかし、2015年の債務残高対GDP比(一般政府ベース)は、OECDの推計によると、233.8%と先進国の中で最悪の水準にある」。国民や企業が、この大きなツケをいずれ払わされるとの将来不安を感じ、消費の拡大や思い切った投資、持続的な雇用拡大に踏み切れないとすれば、経済の好循環にも水を差しかねない。

経団連は、本年1月、2030年を展望した将来ビジョン『「豊かで活力ある日本」の再生』を公表し、目指すべき国家像の一つとして、「成長国家としての強い基盤を確立する」を掲げた。この中で、健全な財政状況は、経済の持続的発展と豊かな国民生活を支える基盤であると認識し、財政健全化と社会保障・税一体改革に関して、2020年ならびに2030年の到達目標、さらには2020年を見据え、直ちに取り組むべき課題を提起し、経済財政の将来見通しも併せて示した。

政府においては、今年2月に公表した内閣府の「経済財政に関する中長期の 試算」を踏まえ、経済財政諮問会議を中心に議論を重ねており、今夏にも、2020 年度までを視野に入れた財政健全化計画を策定するとしている。

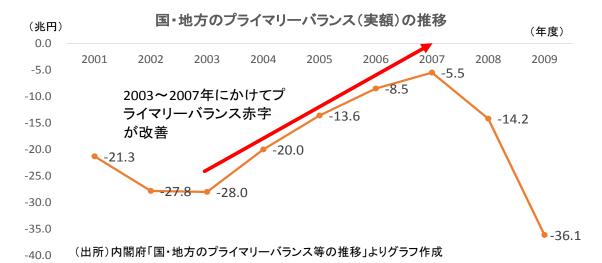
そこで、経団連として、ビジョンで示した考え方や課題を踏まえつつ、政府の財政健全化計画策定に向けて、以下、経済界の問題意識を示した上で、今後の推進方策について提言する。

¹ OECDの推計が対象とする一般政府から、政府短期証券や一部の独立行政法人等の債務を除いた、国・地方をあわせた長期債務残高に関して、財務省の推計では、2015年度末には1000兆円を超過し、対GDP比で205%まで累増する見込み。

2. 経済界の問題意識

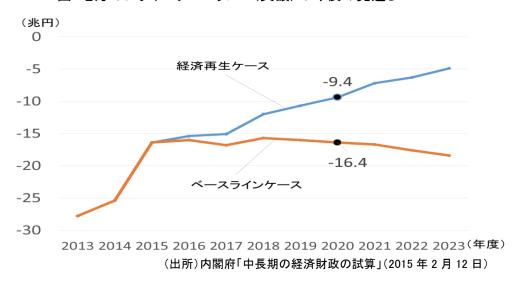
(1) 経済再生を果たさなくてはならない

わが国経済は、ビジョンでも指摘したとおり、これまで「失われた 20 年」と称される長期停滞に苦しみ、いまだ 20 年前の名目GDPの水準を下回っている。しかし、この 20 年間でも、2003 年から 2007 年までの景気回復局面では、税収が増加し、政府の歳出抑制努力とあいまって、基礎的財政収支(以下、プライマリーバランス)赤字が持続的に改善していた。



今後を見通しても、内閣府の中長期試算によれば、潜在成長率にとどまるベースラインケースに比べ、経済成長率が高まる経済再生ケースの方が、プライマリーバランス赤字はより多く縮小する結果となっている。

国・地方のプライマリーバランス(実額)の今後の見通し



このように、財政健全化を図るうえで、今後、<u>デフレ脱却・経済再生を実現</u>し、経済成長を高めることは極めて重要な取り組みである。

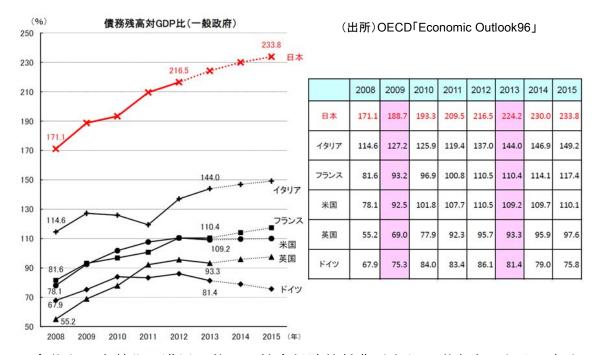
(2) 将来へのツケ回しを放置してはならない

政府の財政健全化努力に加え、政府・経済界が一体となった経済再生への積極的な取り組みもあって、国・地方をあわせたプライマリーバランスの赤字は、2010年度と比較して、2015年度には半減する見込みである。



2000 2001 2002 2003 2004 2005 2006 2007 2008 2009 2010 2011 2012 2013 2014 2015 (年度)
(出所)内閣府「国民経済計算確報」ただし、2014 年度以降は、内閣府「中長期の経済財政に関する試算」

しかし、なおも、<u>国の一般会計においては、多額の赤字国債を発行し、将来</u> <u>へのツケ回しを行う財政構造</u>となっている。ストックベースで見ても、前述し たとおり、債務残高対GDP比は、先進国でも突出した高水準に達している。



今後も、高齢化の進展に伴い、社会保障給付費がさらに増大するため、<u>何も</u> <u>手を打たなければ、借金が雪だるま式に増加し、更なる将来へのツケ回しが発</u> 生することは避けられない。

(3) 財政に対する信認を失ってはならない

IMFやOECDといった国際機関、国内外のマーケット関係者はいずれも わが国財政の厳しい状況を認識している。既に国際機関から、わが国に対し、 信頼に足る具体的な財政健全化計画の策定の必要性が言及されている。

日本の財政に対する国際機関の見方

IMF「2014年対日4条協議スタッフレポート」(2014年7月)

○具体的な中期の財政再建計画は早急に必要。2015年より後の具体的な中期の 財政健全化計画の早期策定は、財政の持続可能性に対する信頼を確立するとと もに、下振れリスクに対応するための短期的な柔軟性を与えるだろう。

OECD「Economic Outlook96」(2014年11月)

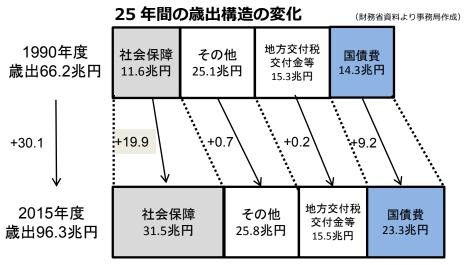
- ○潜在的な不安定リスクを抑制するためには、詳細で信頼できる長期的な財政 健全化計画の策定が必要不可欠。その計画には、歳入増加策だけでなく、特 に医療や介護分野の社会保障費の増大を抑制する社会保障改革を含むべき。
- 〇政府の予定する2020年度の国・地方の基礎的財政収支の黒字化、公的債務 残高対GDP比の安定的な低下を達成するためには、歳入増加策と特に高齢化 に関連する歳出の抑制という大幅な追加措置が必要。

こうした状況下、仮に<u>政府が財政健全化目標を緩めるなど「財政再建に積極</u>的でない」姿勢が見えれば、マーケットの日本国債に対する信認が揺らぐリスクが大いに懸念される。

マーケットに直接対峙している経済界としては、将来、万が一、日本国債の 信認が損なわれれば、金利急騰や急激な円安の進行といった事態が発生し、金 融システムひいては経済・国民生活に大きな打撃を及ぼしかねないことを危惧 する。

(4) 社会保障改革は財政健全化、経済再生のうえで極めて重要

1990年から2015年までの過去25年間、国の政策的経費のうち、顕著に増加したのは社会保障関係費であり、国家財政を大きく圧迫している。

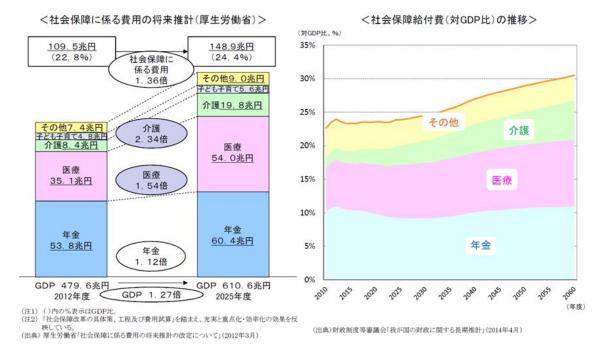


今後を見通しても、<u>高齢化に伴う自然増だけでも、毎年1兆円前後の社会保障関係費の増加</u>が見込まれている。他方、社会保障関係費以外のその他の政策的経費は、過去 25 年間見てもほぼ横ばいにとどまっている。社会保障関係費以外の歳出についても聖域なく合理化を図る必要があるが、削減の余地は社会保障関係費に比べて少ないと考えられる。<u>財政健全化を図るうえで、社会保障改</u>革は避けて通れない課題である。

加えて、<u>社会保障給付費自体が経済成長率を上回るペースで増加</u>しており、 <u>財政悪化のみならず、現役世代や企業が負担する各種社会保険料の継続的な増</u>加をもたらしている。

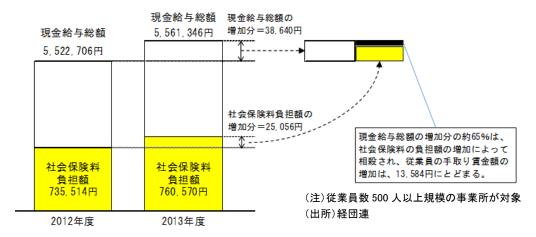
高齢化の影響(社会保障給付費の見通し)

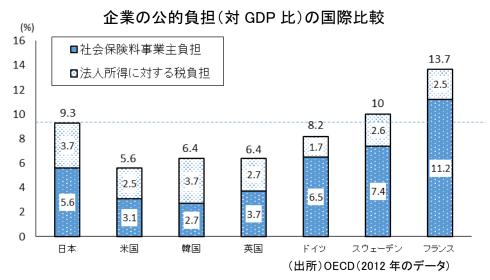
- ▶ 社会保障給付費は今後、経済成長率を上回って増加する見込み
- > とくに医療費・介護費が、年齢構成の高齢化に伴い、継続的に増加
- ▶ 年金は保険料率の上限があり、マクロ経済スライドが機能することで、今後の伸びは抑制



従業員から見ると、たとえ賃金の引き上げがあっても、社会保険料負担が増えるため、手取りはそれほど増えていない。企業にとっても、社会保険料負担は、法人税負担を既に大きく上回っている。

従業員の現金給与総額と社会保険料負担額の増加分の比較





このまま社会保障に係る負担増を放置すれば、経済の好循環の足かせとなり、 国の競争力・稼ぐ力を低下させる構造的な圧力となりかねない。

3. 財政健全化計画のフレームワーク

(1) 財政健全化目標のあり方

財政健全化目標に関して、先進国では、フロー目標としての財政収支、ストック目標としての債務残高対GDP比を用いることが一般的である。

財政健全化目標の国際比較

▶ 日本の財政健全化目標は、内容・目標年次ともに他の先進国に比べて緩い

	フロー	-目標	ストック目標		
	目標年次	内容	目標年次	内容	
日本 以外の 先進国	2013年	財政赤字 を半減	2016年	債務残高 対GDP比 を安定化 又は低下	
	遅い 2015年度	緩い PB赤字 を半減	遅い 2021年度	国・地方の 公債等残高 対GDP比	
日本	2020年度	PB 黒字化	以隆	を安定的 に低下	

現在の財政健全化目標

- ①国・地方のプライマリーバランスについて、2015 年度までに2010年度比で赤字の対GDP比を半減
- (▲6.6%→▲3.3%)
- ②2020年度までに黒字化
- ③その後の債務残高対GDP比の安定的な引下げ

(出所) 財務省資料

しかし、わが国の場合、他の先進国に比べて、財政状況が極めて厳しいため、 フロー目標は、財政収支から利払い費を除いた、プライマリーバランスを対象 にしている。

企業経営において、売上収入を上げ、費用を合理化して、フローの収益拡大を図ることが極めて重要であるのと同じように、政府の財政健全化においても、フローの収支改善が最優先の課題である。したがって、フロー目標に関して、これまで政府が掲げてきた、2020年度までにプライマリーバランスを黒字化する財政健全化目標は堅持すべきである。その後、債務残高対GDP比の安定的な引き下げに必要となる財政収支改善を図るべきである。

また、<u>財政健全化のストック目標としての債務残高対GDP比は、当面の間、</u> 補完的な指標にとどめ、プライマリーバランス黒字化目標と両立する位置づけ にすべきである。

プライマリーバランス黒字化を達成した後、債務残高対GDP比の安定的な引き下げを目指すべきである。

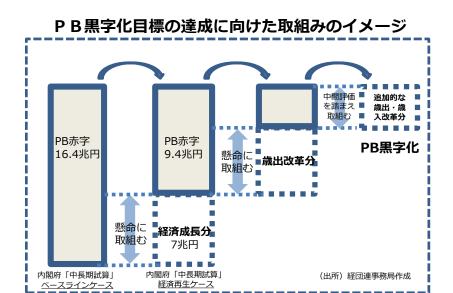
(2) 財政健全化目標達成に向けた基本的考え方

2020 年度プライマリーバランス黒字化に関して、内閣府の中長期試算をもとにすれば、経済成長の果実として得られる増収だけでギャップの解消を図ることは難しく、問題解決することはできない。したがって、2017 年 4 月の消費税率の 10%への引き上げを予定通り行うことを前提に経済再生に全力投球するとともに、歳出改革にも懸命に取り組まなければならない。特に今後の歳出増の多くを占める社会保障改革を進めることが極めて重要である。

経済再生、歳出改革に最優先で取り組むことで、2020 年度プライマリーバランス黒字化のために必要な収支改善額の相当部分²を確保すべきである。それでもなお残ると見込まれる必要な収支改善額への対応については、2018 年度の中間評価において経済情勢や増税に伴う影響を十分見極めつつ、追加的な歳出・歳入改革に取り組む必要がある。

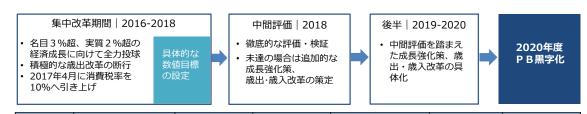
9

² 内閣府の「中長期試算」に基づきベースラインケースと経済再生ケースを比較する と経済成長に伴う増収分で7兆円。経済再生ケースのプライマリーバランス赤字9.4 兆円については、歳出抑制で最大限対応(たとえば、半分の場合4.7兆円、3分の2 の場合6.3兆円、4分の3の場合7.3兆円の規模)。



財政健全化計画の時間軸

(出所) 経団連事務局作成



年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020
財政健全化	財政健全化計画策定			財政健全化計画の 中間評価		P B 黒字化
社会保障 改革	介護報酬改定 マイナンバー導入	診療報酬改定		診療報酬改定 介護報酬改定		診療報酬改定
	地域医療構想・ 医療費適正化計画の策定			PDCAを回	し医療提供体制の	改革推進
歳出改革	分野横断的に聖域なく合理化して伸びを抑制					
	地方公会計の導入 固定資産台帳の整備			PDCAを回し 財政マネジメント強化		
	インフラ長寿命化基本計画					
		経済危機対応の 臨時措置の廃止				_
歳入改革	税制のあり方全	般の検討	消費税率引上げ			

(3) 集中改革期間(2016~2018年度)

経済再生に全力投球し、名目3%超、実質2%超の成長軌道に確実に乗せていかねばならない。

あわせて、<u>歳出改革にも積極的に取り組む</u>。社会保障分野では、2016年1月からマイナンバーが導入され、2015年度は医療において診療報酬改定の議論が行われる。その後も、計画期間の中間年となる 2018年度には6年に1度の医療・介護の同時報酬改定を迎えるため、改定に向けた議論が2017年度に本格化

する。こうしたスケジュールを捉え、2017年度までの間においても、既に決まった制度改正を着実に実行に移していくとともに、2018年度以降もにらんだ対応に着手すべきである。

社会保障以外の歳出分野についても、聖域無く合理化を図るとともに、優先順位付けを明確にして、伸びを極力抑える。地方自らも歳出抑制に取り組むこととし、まず、経済危機対応の臨時措置を縮小・廃止する。さらに今後3年間での固定資産台帳の整備や地方公会計の導入を通じて、財政マネジメントの強化を図るべきである。このほかインフラ長寿命化基本計画を踏まえた公共施設等総合管理計画や地域医療構想・医療費適正化計画、介護保険事業計画の策定を通じ、人口減少や高齢化を踏まえた地域づくりを進め、歳出の抑制努力を行うことを求める。

2018年度の中間評価に向けて、上記の取り組みにつき、具体的な数値目標を設定して、集中改革期間で極力達成する姿勢を打ち出す必要がある。

(4) 中間評価(2018年度)

集中改革期間における財政健全化の進捗状況について、<u>2018 年度を中間評価</u> の年と位置づけ、徹底的に評価・検証する。

中間評価を通じて、<u>収支改善が進んでいなかったと判断される場合、</u>前述の とおり、<u>追加的な成長強化策、歳出改革策とともに、消費税を含む歳入改革の</u> 要否を速やかに検討し、2018 年度内に、対応の基本方針を示す。

(5) 計画期間の後半(2019~2020年度)

計画期間の後半(2019~2020年度)においては、2018年度の<u>中間評価を踏ま</u> <u>え、成長強化策、歳出・歳入改革を具体化する</u>ことで、<u>2020年度にプライマリ</u> ーバランス黒字化の目標を達成すべきである。

(6) 政府のコミットメント明確化と進捗状況のフォローアップ

(1)~(5)の中身を盛り込んだ<u>財政健全化計画について、財政健全化プログラム法ないし閣議決定によって、政府のコミットメントとして明確にすべき</u>である。その上で、毎年の予算編成に関して、経済財政諮問会議を中心に、健全化計画に基づき、基本方針の策定、評価・検証を行い、進捗状況をフォローアップすることが必要である。

4. 経済再生

デフレと低成長が続く経済状態では、過去の債務負担が重くのしかかる上、 税収の増加も期待できず、財政健全化を進めることは困難と言わざるを得ない。 したがって、まずは<u>デフレ脱却を果たし、名目成長率を高めることが、財政</u> 健全化を図る上で第一の課題である。<u>政府・日本銀行が一体となった現在の取り組みを続けていく</u>とともに、<u>経済界としても、企業収益の拡大を賃金の引き</u> 上げや投資の拡大に回すことで経済の好循環に貢献していくことでデフレ脱却・経済再生の実現に向けて最大限努力する。

デフレからの脱却後、持続的な経済成長が続く経済構造としていくためには、 企業自らの取り組みと政府による成長強化策の総動員を通じて、日本経済の潜 在成長力そのものを高める必要がある。現在の潜在成長率は0%台とされるが、 仮に女性や高齢者等の労働参加を進めたとしても、労働力人口減少のマイナス の影響を和らげる程度の現状維持の水準にとどまる。

労働参加進展による潜在成長率への影響

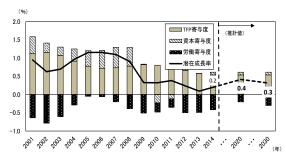
- ≫ 労働参加が進まない場合、20年度の潜在成長率は、0%に留まる
- ▶ 労働参加が進展する場合でも、20年度の潜在成長率は0.4%
- ▶ 実質2%成長を達成するには、イノベーションを通じたさらなる全要素生産性(TFP) の上昇等が必要

潜在成長率の将来推計(現状放置ケース)

(注1)2014年以降はTFP・資本寄与度を一定に置いて、労働寄与度の変化のみをみた。 (注2)労働力人口変化率は、JILPT「労働力需給の推計」(2014年5月)におけるゼロ成長・参加現状シナリオ の値を参加している。

(出所)2014年までの値は日銀の試算値、以降は三菱UFJリサーチ&コンサルティングの試算値より作成。

潜在成長率の将来推計(労働参加進展ケース)

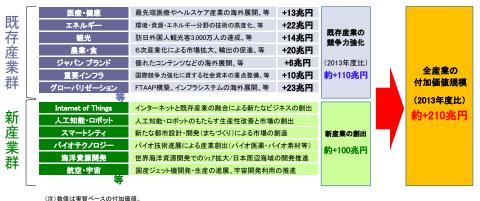


(注1)2014年以降はTFP・資本寄与度を一定に置いて、労働寄与度の変化のみをみた。 (注2)労働力人口変化率は、JLPT「労働力需給の推計」(2014年5月)における経済再生・労働参加進展シナリオ の値を参照している。 (出所)2014年までの値は日銀の試算値、以降は三菱UFJリサーチ&コンサルティングの試算値より作成。

経団連ビジョンでも掲げたとおり、経済成長の主役は企業自身であることを認識し、イノベーションとグローバリゼーションをてことして、収益力の強化、付加価値の向上を図るため、主体的にリスクをとって、事業拡大投資を行い、 積極的に成長機会を創出しなければならない。

付加価値創出の具体例

0%台の潜在成長率から名目3%超、実質2%超の実現は成長強化策の総動員が必要経団連ビジョンでは、2030年度にかけ、既存産業で110兆円、新産業で100兆円、 計210兆円の付加価値を新たに創出するとした



(出所)みずほ銀行産業調査部の試算をもとに、経団連事務局作成

政府は、その環境整備として、日本再興戦略の実現にしっかりと取り組むと

ともに、追加的な成長強化策も遅滞なく実施する必要がある。具体的には、法人実効税率の引き下げ、政府研究開発投資の対GDP比1%の実現、ICTの利活用の推進、立地競争力の強化に資する社会資本の重点整備・ストック効果の最大限の発揮、地域経済の基盤となる農業・観光の振興、広域経済連携の推進(TPP、日中韓FTA、日EU EPAの早期実現等)などあらゆる成長強化策を講じることが不可欠である。

これらの取り組みにより、経団連ビジョンで掲げる名目3%超、実質2%超の経済成長を実現できる経済構造を構築し、その果実として増収を図るべきである。



(出所) 経団連ビジョンの試算に基づき事務局作成

5. 社会保障改革

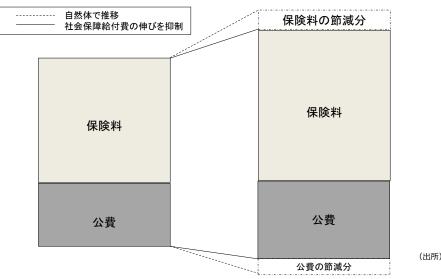
財政健全化に必要な歳出改革の取り組みとして、<u>現在の歳出構造、さらには</u> 今後の社会保障給付費の動向を考えれば、社会保障改革が極めて重要である。 その際、税と社会保険料の役割分担の明確化、給付と負担のバランスを踏まえ る必要がある。

とくに、社会保障給付の増加を賄うため、公費負担のみならず、現役世代や 企業の社会保険料負担も極めて重くなっているが、このまま現状を放置すれば、 負担増に歯止めがかからなくなる。

したがって、社会保障改革に関して、社会保障に係る公費の伸びを抑制するだけでなく、<u>社会保障給付費そのものの伸びを高齢者の数の増加に伴う給付の</u>伸びの範囲内に抑制すべきである。

社会保障給付費そのものの伸びの抑制

- ➤ 給付費そのものの伸びを抑制すれば、公費負担の節減ができ、PB赤字は改善できる
- ▶ 同時に、現役世代や企業を中心とする保険料負担の節減もできる



(出所)経団連事務局作成

その際、毎年度、一律かつ機械的に社会保障給付費を削減しようとすれば、 社会保障に関わる関係者はもとより国民の理解と納得が得られず、社会保障改 革そのものが頓挫する懸念がある。これは『骨太 2006』等過去の経験が示す通 りである。

したがって、以下に示す、改革の3つの重要な視点を基本に、医療・介護・

年金の各分野において考えられる個別の政策メニューの是非を検討し、政策メニューの実行を積み重ねることによって、計画期間の5年間通して、社会保障給付費の伸びが目標の範囲内に収まるようにすべきである。また、団塊世代がすべて後期高齢者となる 2025 年を見据えた対応について、政府の社会保障制度改革推進会議などの場において、議論を加速することも課題と言えよう。

(1) 社会保障給付費の伸びの抑制に向けて

① 給付の適正化を通じた過剰な給付の削減

(医療・介護)

まずは足もとの適正化策として、<u>診療報酬・療養費の不正請求への厳正な対処、後発医薬品の使用促進等を速やかに実施すべき</u>である。また、病院・診療所間の連携を図り、<u>診療所は「かかりつけ医」機能を担い、病院は医療必要度の高い患者に対する入院医療を中心とする</u>ことで、地域の医療資源の機能分化・連携を進めるべきである。さらに<u>医療・介護分野のICT化やマイナンバーの利活用</u>を進め、検査や投薬等の無駄の排除、診療情報の収集・分析による<u>医療の標準化や医療費にかかる不合理な地域差の是正、医療・介護の連携促進、ケアプランの適正化を通じた過剰な介護サービスの見直しなどを図るべき</u>である。(この点、p24「地域の医療・介護提供体制の改革」で記述)

(年金)

公的年金制度は、世代間の助け合いの仕組みである以上、中長期の年金財政の持続可能性を高めることは、既に受給をしている高齢者を含め現世代の大きな責任である。現役世代は2017年度まで毎年保険料の引き上げに直面しており、年金受給者も応分の負担を分かち合う必要がある。

そこで、<u>マクロ経済スライドについて、名目年金額を下げないとする制限を外し</u>、賃金・物価変動の動向に関わらず、<u>給付額をできるだけ早く調整する</u>仕組みに見直すべきである。

② 真に必要な人へ真に必要なサービスを給付

(医療・介護)

公的保険への過度な依存を見直す方向で、保険給付範囲の重点化を図るべきである。例えば、OTC類似薬(湿布など)を保険収載から除外するとともに、一部の高度・先進医療等は、代替する治療法がある場合等について、保険収載の可否や公定価格を決める際に、費用対効果の観点を導入することが考えられる。また、介護分野においても、重点化の観点から保険給付の範囲を見直すことが重要である。例えば、軽度者(要支援者等)に対する、生活援助や福祉用具貸与等の保険給付を見直し、民間サービスに移すことが考えられる。

(年金)

公的年金給付の伸びそのものはマクロ経済スライドの発動により、抑制されるが、給付の重点化を図ることも必要である。たとえば、<u>高所得の年金受給者ないし相当の金融資産を保有する年金受給者を対象に基礎年金の公費相当分を上限に支給制限をかける</u>ことが考えられる。また、2017年4月から導入される低所得の年金受給者に対する加算措置(年金生活者支援給付金)についても、意図的な未納者や相当の金融資産を保有する者への適切な対応を図ることも考えられる。

③ 利用者負担の適正化

(医療)

現役世代と高齢者の間では、医療保険の負担面において、保険料負担のみならず、自己負担の面でも格差がある。健康保険組合の保険料収入に占める高齢者医療への拠出割合は5割近くに達しており、現役世代の医療保険財政を圧迫している。納得性を得るためには、高齢者が利用時に支払う自己負担について、少しでも現役世代の負担水準に近づける努力が必要である。たと

えば、後期高齢者医療の自己負担について、現行1割から2割へ引き上げる ことが考えられるほか、高額療養費制度については外来特例などの70歳以 上の高齢者を優遇している点を見直す必要がある。

この他、すべての世代を対象とする施策として、<u>外来受診時に、定率の自</u> 己負担に加えて定額の負担を求める制度の導入も検討すべきである。

(介護)

一部見直されたとは言え、ほぼ利用者負担が1割負担にとどまっており、 給付と負担のバランスを考えると、利用者負担のさらなる適正化を図ること は不可避である。たとえば、ケアプラン作成時の自己負担の導入、要介護度 の低い利用者に対する自己負担の引き上げといった対応を図るべきである。 さらに、2割負担の対象者の拡大も検討する必要がある。

社会保障に係る給付費の抑制策例				
① 給付の適	正化を通じた過剰な給付の削減			
	診療報酬の不正請求への厳正な対処			
	後発医薬品の使用促進			
医療・介護	医療提供体制の適正化(都道府県の地域医療構想の策定、診療所・病院の機能分化・連携の促進)			
	ICT化やマイナンバーの利活用による検査や投薬等の無駄の排除、医療の標準化・包括化の推進			
	ケアプランの適正化による過剰な介護サービスの見直し			
年金	デフレ下でのマクロ経済スライドの発動			
② 真に必要	な人へ真に必要なサービスを給付			
	OTC類似薬(湿布など)を保険収載から除外			
医療·介護	保険収載や公定価格決定に費用対効果の観点を導入			
	軽度者(要支援者等)に対する、生活援助や福祉用具貸与等の保険給付を見直し			
年金	高所得者に対する基礎年金給付(国庫負担分)の縮減			
	年金生活者支援給付金の適正化			
③ <u>利用者負</u>	担の適正化			
	後期高齢者医療の自己負担の引上げ(1割→2割)			
医療	高額療養費制度(外来特例など)の見直し			
	外来受診時定額負担の導入			
	ケアプランの自己負担導入			
介護	要介護度に応じた利用者負担			
	2割負担対象者の拡大			
このほか、給付り	単価切下げ(診療報酬・介護報酬のマイナス改定)による給付抑制も考えられる。			

(2) 健康管理、疾病・介護予防、老後所得確保への自助努力の奨励

(医療・介護)

自助の観点から、自らの健康維持増進や疾病予防に努めることは当然であるとの、セルフメディケーションの認識を高めることが重要である。現在、健康保険組合など保険者の財政運営は厳しく、保健事業の充実を図ることは困難を伴うが、各保険者において、レセプトデータや特定健診・特定保健指導のデータなどを活用し、医療費適正化に向けた保険者機能の発揮(データへルス計画の策定・推進)が期待される。政策的な対応としては、現行の後期高齢者支援金の加減算の仕組みを着実に実行していく必要がある。企業としても、健康経営の取り組みを通じた従業員の健康増進と生産性向上に取り組むことが求められる。

介護分野においては、地域ごとに介護予防効果の高い事業が展開されることが期待される。

(年金)

まずは今通常国会に提出された<u>確定拠出年金法改正案を早期に成立</u>させ、 全ての現役世代が加入できる個人型確定拠出年金、中小・零細企業への企業 年金の普及策の実現を図る必要がある。

さらに、今後の公的年金給付の伸びの抑制や高所得者に対する基礎年金の 公費負担分の減額に対して、自助努力による備えで対応できるよう、企業年 金の普及・拡大を図ることが極めて重要である。特に確定給付企業年金・確 定拠出年金に係る税制の改善がカギとなる。<u>積立金に対する特別法人税の撤</u> 廃、確定拠出年金の拠出限度額の引き上げ等を行うべきである。公的年金等 控除の取扱いは、年金課税の拠出時・運用時非課税、受給時課税の基本原則 を徹底する観点からの検討が不可欠である。

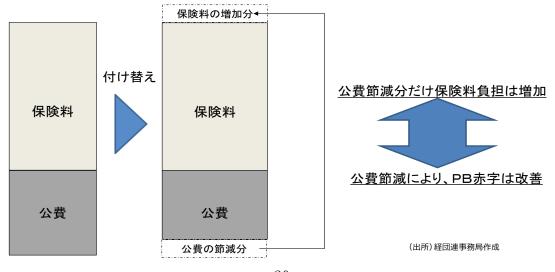
健康管理、疾病・介護予防、老後所得確保への自助努力の奨励施策例			
	セルフメディケーションの推進		
 医療・介護	保険者機能の発揮(データヘルス計画の策定・推進)		
区凉 门 设	健康経営の推進		
	効果的な介護予防事業の展開		
	個人型確定拠出年金、中小・零細企業への企業年金の普及		
年金	積立金に対する特別法人税の撤廃		
	確定拠出年金の拠出限度額の引上げ		

(3) 際限なき社会保険料負担増の抑制

これまで指摘したとおり、財政健全化を図るとともに、持続可能な社会保障制度を確立するためには、本来、社会保障給付費そのものの伸びを経済の身の <u>大にあった水準とし、公費だけでなく、現役世代や企業の保険料負担の増加を</u> 抑制すべきである。この点、まずは、税と社会保険料の役割分担を見直し、「自助を基本としつつ、自助で賄いきれないリスクは社会保険料による共助、保険 原理を超えたリスクへの対応や世代間扶助は税による公助」の考え方を徹底させることが必要と考える。

しかし、給付費の伸びが抑制できなければ、雇用保険の国庫負担の削減や被用者保険における後期高齢者支援金への全面総報酬割の導入と同様、プライマリーバランスの対象となる公費の抑制、あるいは社会保険における支え合いの強化を大義名分として、社会保障に係る公費負担を社会保険料負担に付け替えただけの対応が今後も実行される懸念がある。

公費負担を社会保険料へ付け替え(イメージ)



社会保障負担は、高齢者が中心の給付とは対照的に、数の減少が見込まれる 現役世代や成長の主役である企業の社会保険料に過度に依存している。<u>今後、</u> 公費負担を社会保険料負担へとより一層付け替えることは、現役世代の納得が 得られない上、企業や個人の活力の発揮や経済成長を阻害するものであり、反 対である。

6. 「見える化」を通じた歳出の合理化

(1) 国・地方を通じた効率的で質の高い財政運営

財政健全化を進めるため、社会保障分野とともに社会保障分野以外の国の歳出についても、人口減少を踏まえ増加を前提とすべきでなく、聖域なく合理化に取り組むべきである。その際、経団連がこれまで繰り返し提言してきたとおり、予算から決算に至るPDCAサイクルを不断に改善することが重要である。当初予算のみならず、補正予算の編成にあたっても、費用対効果、積算根拠など事業・施策の必要性・有用性を客観的に評価できる測定指標の「見える化」をより一層を図ることで、過剰な支出、無駄な支出を最大限削減し、効率的で質の高い財政運営を行う努力が不可欠である。こうした観点を踏まえ、当初予算と決算の対比を厳密に評価・検証することも必要である。

地方においても、国の取り組みと歩調を合わせた歳出抑制策を実行する必要がある。地方全体の歳出・歳入を計上する地方財政計画において、地方税収の増加が財政規律の緩みをもたらさないよう、各経費や収入に関する見積もりの「見える化」をさらに進めて、積算根拠や効率化・適正化の余地等を精査し、合理化に努めるべきである。

まずは、経団連が2年前にも提言したとおり、国が全額負担している<u>地方交付税の別枠加算については、</u>デフレ脱却・経済再生への道筋が見え、地方税収も増加に転じた状況にある以上、<u>速やかに廃止すべき</u>である。あわせて、<u>地方</u>財政計画上の歳出特別枠についても、かつて経済危機対応として臨時に導入さ

れた仕組みであり、<u>他の目的に転用することなく、速やかに縮小・廃止すべき</u>である。

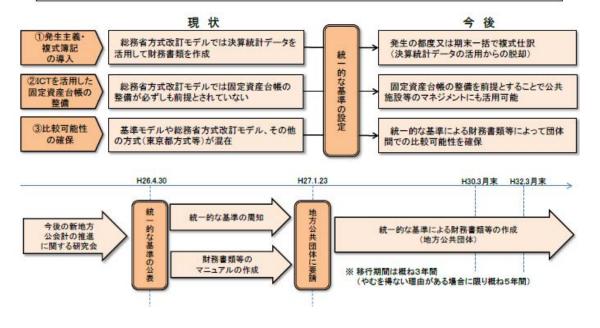
こうした地方財政全体の取り組みだけでなく、以下に指摘する、各地方自治体が今後数年間に実施する各種基本データや公会計の整備、さらには主要政策分野における行動計画の策定はいずれも<u>地方自治体が自ら主体性と責任をもった政策展開を図る中で、歳出の合理化を進める上でも重要な位置づけとすべき</u>である。

(2) 固定資産台帳と地方公会計の早期整備

総務省が各地方自治体に今年1月に通知した『統一的な基準による地方公会計の整備促進について』では、今後3年間で、ICTを活用した固定資産台帳の整備とともに、統一的な基準のもとでの発生主義・複式簿記の導入による財務書類の作成を求めている。コスト情報とストック情報を適時適切に把握することが可能となり、「見える化」の徹底が期待できる。

「統一的な基準による地方公会計の整備促進 L 出所: 総務省HP

地方公共団体における財務書類等の作成に係る統一的な基準を設定することで、①発生主義・複式簿記の導入、 ②固定資産台帳の整備、③比較可能性の確保を促進する。



しかし、<u>固定資産台帳の整備</u>については、総務省によると、2013 年度末時点で整備済の地方自治体は17.9%に過ぎない一方、未整備の地方自治体が46.2%あるが、今後3年以内に全ての地方自治体で完了するべきである。

また<u>地方公会計の整備</u>については、経団連提言『財政健全化と効率的な財政 運営に向けて』(2013 年 5 月 27 日)でも指摘したとおり、<u>電子行政と連携す</u> る形で進めることで、財政マネジメントの一層強化が望める。

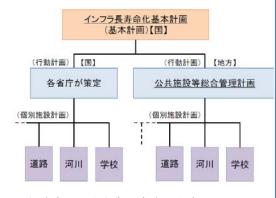
たとえば、既に先行導入した東京都では、日々仕訳の会計システムをベースに複式簿記・発生主義の財務書類を作り、<u>多年度のトータルコストを踏まえた事業評価(政策評価)の活用、ストック情報を含む財政状況の的確な把握、決算プロセスの早期化</u>などが図られている。<u>新たに地方公会計を整備する地方自</u>治体においても、同様の対応が必要である。

(3) 効率的な社会資本の管理・運営・整備

今後、各地域において、高度成長期以降に整備した社会資本の維持・更新に係る費用の増加が懸念される。現在、国が決定した「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、各地方自治体においても、道路・河川・学校などを対象とする「公共施設等総合管理計画」を策定することとなっている。

公共施設等総合管理計画の概要

- 公共施設等の老朽化対策に関する取り組みとして、国が決定した「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、各地方自治体が「公共施設等総合管理計画」を策定
- 公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な 視点をもって、更新・統廃合・長寿命化など を計画的に行うことにより、財政負担を軽 減・平準化するとともに、公共施設等の最適 な配置を実現
- 「**まちづくり**」や耐震化など「**国土強靭化**」 にも資するもの



出所:総務省HPを参考に事務局作成

計画の策定にあたっては、<u>今後の人口動態等を見据えた各種インフラの維持・</u> 補修の優先順位付けによる統廃合・選択と集中、公共施設等の最適配分等の具 体的な取り組みに資する内容とすることが極めて重要である。また前述した固定資産台帳の整備とあわせたインフラ情報の「見える化」を踏まえ、<u>各自治体の計画において、管理・運営・整備におけるPPP/PFIの活用促進を図るである。</u>

さらに、<u>地方自治体間で計画を横断的に評価・検証し、効率化努力に著しい</u> 地域差があれば、先進的な取り組みを行う自治体の水準を目指し、少なくとも 全国平均並みに是正を促すべきである。

(4) 地域の医療・介護提供体制の改革

医療提供体制の改革においても、今年度以降、<u>各都道府県が重要な構想・計画を策定</u>することになっている。一つは、2025年の医療需要と必要病床数を見込んだ<u>地域医療構想の策定</u>であり、もう一つは、地域医療構想と整合的な目標(医療費の水準、医療の効率的な提供の推進など)を盛り込んだ<u>医療費適正化</u>計画の制定である。

国は、人口構成等の地域の違いに配慮した形で、これらの策定に必要となる 指標等を定めるとともに、病床の機能分化や医療・介護の連携などを推進する ための基金(地域医療介護総合確保基金)によって、地域の医療・介護提供体 制の改革を支援する。都道府県は、地域の医療資源の「見える化」を行って、 実情を的確に把握し、各地の医療ニーズを踏まえた医療資源の適正配置・有効 活用を進める必要がある。とりわけ、2018 年度以降、都道府県は国保の財政運 営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保など国保運営の 中心的な役割を担うこととなっていることから、自らの責任と主体性をもって 各種の取り組みを進めなければならない。

地域医療構想については、都道府県が策定主体であることから、その実現に向けて、医療関係者、医療保険者等の関係者との協議の場が機能するよう議事 運営に努めることが求められる。また、協議だけでは構想実現が困難である場合には、稼働していない病床の削減などについて、公的医療機関には命令、そ れ以外の医療機関には要請を躊躇なく行う必要がある。

医療費適正化計画については、PDCAの観点から、毎年、進捗状況の管理を行い、その結果を公表するとしており、医療費実績が目標を上回った場合、適正化に資する具体的な対策を速やかに講じることが期待される。さらに踏み込んだ対応として、社会資本整備と同様、医療費適正化計画も、都道府県間で横断的に評価・検証し、医療費に係る過大な地域差があれば、先進的な取り組みを行う自治体の水準を目指し、少なくとも全国平均並みに是正を図るべきである。

市町村も、効率的な提供体制の構築に向けて取り組む必要がある。国保については、財政運営の責任主体は都道府県に移行するが、保険料の賦課・徴収や保健事業などは市町村が引き続き行うこととなっており、さらなる効率的な運営に向けて取り組むことが求められる。とりわけ、市町村国保は他の保険者と比べて、特定健診・特定保健指導の実施率が低いことから、いっそうの取り組み強化が求められる。

また、介護については、市町村が保険者として、主体性と責任ある運営を行う必要がある。たとえば、軽度者(要支援)向けの訪問介護や通所介護は 2015 年度から「新しい総合事業」として順次移行していくこととなっており、効果的・効率的な事業を展開し、給付の伸び率を後期高齢者数の伸びよりも抑えていくことが求められる。また、各市町村の介護給付費や要介護認定率などについては、人口構造を勘案しても格差があるとの指摘がなされていることから、これらの指標を「見える化」し、介護予防や給付の抑制に向けた自治体の取り組み状況を把握することも重要である。

なお、高齢化の進展に伴い、医療・介護の連携強化が大きな課題となっていることから、それぞれの進捗状況を一体的にフォローすることが重要である。

7. 歳入改革

まずは、経済再生、歳出改革に取り組んだ上で、なお不足する財源について

は、消費税を含む歳入改革を行う必要がある。その際にも、経済再生に向けた成長力の強化や国際的なイコールフッティングの確保の観点、さらには人口減少・高齢化の進展等社会経済構造の変化を見据えながら、<u>今後の社会保険料負</u>担や税制のあり方全般にわたって、検討すべきである。

特に、<u>個人所得税や資産課税については、</u>女性の就労促進、子育て世代の活力維持の観点に配慮しつつも、<u>世代間・世代内の公平性の確保、担税力を踏ま</u>えた見直しを行う必要がある。

消費税については、単一税率を維持しつつ、2017年4月に10%へ引き上げる とともに、引き上げ後の経済動向や財政健全化の進展状況を踏まえつつ、追加 措置の要否を検討すべきである。

以上